

【必読】通勤交通費 変更申請・同意事項のご案内

変更申請についての注意事項

本書は、公共交通機関の運賃改定やご自身のお引越し等による通勤交通費変更フォーム入力前に、必ずお読みいただく書類となります。**最後まで必ずお読みください。**

はじめに、**大切な注意事項**を、以下■にてお伝えいたします。

■通勤交通費変更については、従業員の方から申請があってはじめて弊社是对応いたします。各鉄道会社の運賃改定などについての事前通知などは、弊社からはいたしません。

■通勤交通費変更申請は、**弊社 HP (StaffPage) 内、通勤交通費変更フォームにご入力のうえ、送信をお願いいたします。通勤交通費変更フォーム送信の締切日は、毎月 15 日です。申請の具体例については次ページを必ずご確認ください。一例として、「申請の締切日を過ぎてからの通勤交通費の遡り支給はおこないません」などの具体的な詳細が記載されております。また、弊社は土日祝が休業日、年末年始休業日と夏季休業日がありますので、15 日が休業日と重なった場合は、前営業日が申請書類送信締切日**となります。

■変更された通勤交通費が現時点の支給額と比べ低額となる場合、上記運用にかかわらず当該変更日に遡り過剰な支給額について全額返還を求めることがあります。

■現在、徒歩通勤などで公共交通機関を利用されていない方は、利用を始める際、変更申請ではなく新規申請となりますので、フォーム送信はなさらず、まずは営業担当者までご連絡をお願いいたします。

■申請に問題がなければそのまま翌月 25 日（金融機関休業日の場合は前営業日）の支払となり、弊社からの確認事項があれば、ご連絡いたします。

変更申請についての同意事項

以下に同意し、通勤交通費の変更申請をいたします。

- ・会社の審査により**最も合理的で経済的な経路の設定**に変更される場合があることに同意いたします。
- ・通勤交通費は、通勤において、公共交通機関を使用した場合にのみ支給されることに同意いたします。
- ・通勤交通費は、毎月 1 日から起算し当月末日までを締切りとした期間を算定期間とし、翌月 25 日（金融機関休業日の場合は前営業日）に支給されることに同意いたします。
- ・本文書内【通勤交通費変更申請の具体例】の内容を確認済みであり、期日までに通勤交通費変更フォームを送信しなかった場合、その月の 1 日から当月末日までの算定期間における通勤交通費は、変更前の金額が支給されることに同意いたします。
- ・通勤交通費は労使協定により、毎月の算定期間における支給上限金額が、原則として金 18,000 円とされることに同意いたします。
- ・通勤交通費は、毎月の算定期間内の定期乗車券購入実費または IC カードを使用した 1 日の乗車賃に出勤日数を乗じた支給額となることに同意いたします。
- ・通勤交通費は、毎月の算定期間内に入退社した場合を含め、定期乗車券購入実費または IC カードを使用した 1 日の乗車賃に出勤日数を乗じた金額を比較し、低額な金額が支給されることに同意いたします。
- ・通勤交通費の申請にあたり、自宅最寄駅またはバス停を派遣先に開示することに同意いたします。
- ・バス利用の場合は自宅と自宅最寄駅の直線距離が 2.0 km 以上、または自宅最寄のバス停から自宅最寄駅までのバスの運行距離が 2.0 km 以上である場合のみ認められることに同意いたします。
- ・同一区間において電車、バス双方の利用が可能な場合は、利用料金を比較し、低額な金額が適用されることに同意いたします。
- ・通勤交通費の申請区間内において、公共交通機関以外の方法（車・バイク・自転車・徒歩等）を用いて通勤を行った場合、もしくは申請と異なる交通機関を用いての通勤を行った場合は、懲戒の対象となる場合があることおよび通勤交通費の支給が停止（全区間または一部区間）されることに同意いたします。
- ・通勤方法、経路などがやむを得ない事由により申請内容と相違する場合は、予め会社に申出て承認を得ることに同意いたします。
- ・労災保険法上の合理的経路および方法は、一般に労働者が用いると認められるものを指すため、特段の合理的理由がなく、著しく遠回りな経路と判断された場合、労災保険料が給付されないことを理解し、当該申請内容は自己責任であることに同意いたします。
- ・通勤経路の変更等、故意・過失を問わず通勤交通費の誤った申請により、会社から過剰な支給額について返還を求められた場合は、会社の指定した給与控除額を、過剰な支給額が支払われた翌月の給与から控除し、返還することに同意いたします。

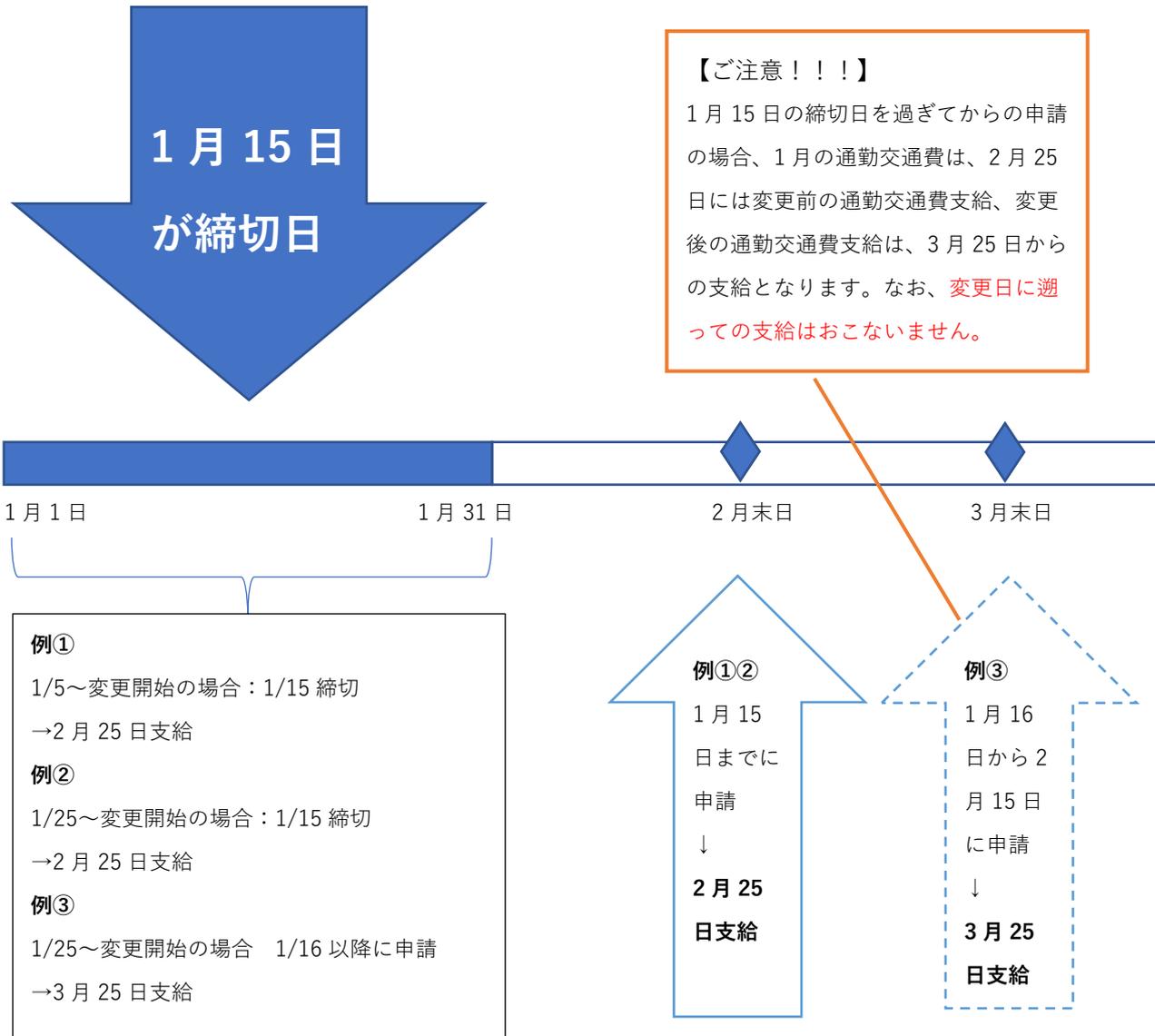
次ページも必ずお読みください

通勤交通費変更申請の具体例

毎月1日から末日が1つの期間となり、**通勤交通費変更フォーム送信の締切日は、変更開始日が含まれる月の15日**（弊社休業日と重なる場合は、15日の前営業日）です。前もって変更がわかった時点で、変更月の前月などに変更申請をいただいてもかまいません。毎月、16日以降に変更申請をされた場合は、翌月申請扱いとなりますのでご注意ください。

※お引越しなどの際は、前もって、営業担当に速やかにご連絡ください。

以下、**1月に変更開始となる場合の具体例**を示します。



最後になりますが、本書および通勤交通費変更フォームの内容につきましては、告知なく変更することがございますので、**変更申請の都度、必ず内容確認をしてから通勤交通費変更フォームを送信いただきますよう**、よろしくお願いいたします。